

個別改定項目について

中医協 総-1-1
5 . 1 0 . 1 8

① 指定訪問看護ステーションにおける オンライン資格確認の導入の義務付け

第1 基本的な考え方

訪問看護においては、オンライン請求の導入とともに、オンライン資格確認の導入を進めることで、業務効率化や質の高い医療の提供が実現するなどのメリットがある。また、保険証廃止後も利用者がマイナンバーカードで安心して必要な訪問看護を受けられる環境を整備するため、令和6年秋（※）から、訪問看護におけるオンライン資格確認の導入を義務付ける。一方で、令和6年秋時点でやむを得ない事情がある場合は、期限付きの経過措置等を設けることとする。

（※）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号の政令で定める日

第2 具体的な内容

指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）の改正関係

1. 指定訪問看護事業者は、利用者の受給資格を確認する際、利用者がオンライン資格確認による確認を求めた場合は、オンライン資格確認によって受給資格の確認を行わなければならないこととする。（指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第8条第2項関係）

（※）再照会機能を活用した資格確認を行うことも可能。

2. 指定訪問看護事業者は、利用者がオンライン資格確認による確認を求めた場合に対応できるよう、指定訪問看護ステーションごとに、あらかじめ必要な体制を整備しなければならないこととする。（同条第3項関係）

改定案	現行 （②による改正後）
（受給資格の確認等） 第八条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合	（受給資格の確認） 第八条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供を求められた場合

<p>は、次に掲げるいずれかの方法によって、指定訪問看護を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない指定訪問看護を受けようとする者であって、指定訪問看護を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項に規定する電子資格確認（<u>以下この条において「電子資格確認」という。</u>）</p> <p>二・三 （略）</p> <p><u>2 指定訪問看護を受けようとする者が電子資格確認により指定訪問看護を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「次に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第三号に掲げる」と、「事由によって」とあるのは「事由によって第一号又は第三号に掲げる方法により」とする。</u></p> <p><u>3 指定訪問看護事業者は、前項に規定する場合において、指定訪問看護を受けようとする者が電子資格確認によって指定訪問看護を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、指定訪問看護ステーションごとに、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。</u></p>	<p>は、次に掲げるいずれかの方法によって、指定訪問看護を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない指定訪問看護を受けようとする者であって、指定訪問看護を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項に規定する電子資格確認（<u>第三号</u>において「電子資格確認」という。）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 改正後の指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第8条第2項及び第3項の規定は、次の表の左欄に掲げる指定訪問看護ステーションであって、指定訪問看護事業者が、あらかじめ、その旨を電磁的記録に記録し電子情報処理組織を使用して提出する方法その他の適切な方法により地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に届け出たものについて、同表の右欄に掲げる期間においては、適用しないこととする。（改正省令附則第3条第1項関係）

<p>一 利用者がオンライン資格確認によって指定訪問看護を受ける資格があることの確認を受けることができる体制の整備に係る事業を行う者と</p>	<p>左欄の体制の整備に係る作業が完了する日又は</p>
-------------------------------------------------------------------------	------------------------------

の間で当該体制の整備に係る契約（令和6年秋の属する月の前々月の末日までに締結されたものに限る。）を締結している指定訪問看護事業者の指定訪問看護ステーションであって、当該事業を行う者による当該体制の整備に係る作業が完了していないもの	令和6年秋から6か月を経過した日の属する月の月末のいずれか早い日までの間
二 オンライン資格確認に必要な電気通信回線（光回線に限る。）が整備されていない指定訪問看護ステーション	左欄の電気通信回線が整備された日から6か月後までの間
三 改築の工事中である施設において指定訪問看護の提供を行っている指定訪問看護ステーション	当該改築の工事中である施設において指定訪問看護の提供を行っている間
四 廃止又は休止に関する計画を定めている指定訪問看護ステーション	廃止又は休止するまでの間
五 その他利用者がオンライン資格確認によって指定訪問看護を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備することが特に困難な事情がある指定訪問看護ステーション	左欄の特に困難な事情が解消されるまでの間

4. 指定訪問看護事業者は、3の届出を行う際、当該届出の内容を確認できる必要な資料を添付するものとする。ただし、当該届出を行うに当たり、資料の添付を併せて行うことができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出の事後において、速やかに地方厚生局長等に提出するものとする。（同条第2項関係）
5. 3の届出は、当該指定訪問看護ステーションの所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。（同条第3項関係）
6. 3の表の左欄に掲げる指定訪問看護ステーションの指定訪問看護事業者は、令和6年秋前においても、3から5までの例により、その届出を行うことができることとする。（同令附則第4条関係）
7. 地方厚生局長等は、指定訪問看護に関して必要があると認めるときは、審査支払機関に対し、1から6までの内容に関して必要な資料の提供を求めることができることとする。
また、社会保険診療報酬支払基金は、指定訪問看護事業者において利用者がオンライン資格確認によって指定訪問看護を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、地域にお

ける医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）における医療機関等情報化補助業務を行うため、地方厚生局長等に対して、3又は6の届出を行った指定訪問看護事業者の届出に係る指定訪問看護ステーションの名称、所在地その他の必要な資料の提供を求めることができることとする。（同令附則第5条関係）

② オンライン資格確認の用途拡大に伴う対応

第1 基本的な考え方

訪問診療等においては、医療関係者が居宅を訪問することから、患者のなりすましリスクが低いことを踏まえ、当該医療機関等との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている場合における2回目以降の訪問については、令和5年12月1日（※）以降、訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）に実装される再照会機能を活用した資格確認を行うことを可能とする。

（※）ただし、令和5年12月1日前においても、改正法令の公布日以降に、当該資格確認を行うことは可能とする。

第2 具体的な内容

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）等の改正関係

1. 患者が保険医療機関から訪問診療等を受けようとする場合であって、当該保険医療機関からオンライン資格確認による受給資格の確認を受けてから継続的な療養の給付を受けている場合において、当該保険医療機関が、過去に取得した当該患者の資格に係る情報を用いて、保険者に対し、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報に基づき、受給資格を確認する方法を、資格確認方法に位置づける。（保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条第1項関係）
2. 保険医療機関は、患者からオンライン資格確認による受給資格の確認の求めがあった場合は、応じなければならないところ、再照会機能を活用して当該確認を行うことも可能とする。（同条第2項関係）

改定案	現行
【保険医療機関及び保険医療養担当規則】 （受給資格の確認等） 第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければ	【保険医療機関及び保険医療養担当規則】 （受給資格の確認等） 第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、 <u>健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）</u> 第三条第十三項に規定する電子資

ならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第三条第十三項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）

三 患者の提出する被保険者証

三 当該保険医療機関が、過去に取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）を用いて、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（当該患者が当該保険医療機関から療養の給付（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護に限る。）を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関から電子資格確認による確認を受けてから継続的な療養の給付を受けている場合に限る。）

2 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「次に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第三号に掲げる」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて第一号又は第三号に掲げる方法により」とする。

3・4 （略）

格確認（以下「電子資格確認」という。）又は患者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

（新設）

（新設）

（新設）

2 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「という。）又は患者の提出する被保険者証」とあるのは「という。）」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて電子資格確認により」とする。

3・4 （略）

3. 保険医療機関は、改正省令の施行の日前においても、改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条第1項第3号に掲げる方法によって療養の給付を受ける資格があることの確認をすることができることとする。(改正省令附則第2条関係)

(※) 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)についても同様の改正を行う。

③ 保険医療機関及び保険薬局におけるオンライン 請求の推進に伴う所要の見直し

第1 基本的な考え方

書面によりレセプト請求を行っている保険医療機関及び保険薬局については、オンライン資格確認導入の原則義務化の例外とされているが、療養の給付等に関する請求方法等についての法令改正が令和6年4月1日から施行されることを踏まえ、必要な改正を行う。

第2 具体的な内容

(1) 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の改正関係

- 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令（案）の施行に伴い、オンライン資格確認の導入の原則義務化の例外の対象について、所要の改正を行う。（保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条第3項関係）

改 定 案	現 行
<p>【保険医療機関及び保険医療養担当規則】 （受給資格の確認等） 第三条（略） 2（略） 3 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）<u>附則第三条の四第一項</u>の規定により同項に規定する書面による請求を行っている保険医療機関及び同令<u>附則第三条の五第一項</u>の規定により届出を行った保険医療機関については、前項の規定は、適用しない。 4（略）</p>	<p>【保険医療機関及び保険医療養担当規則】 （受給資格の確認等） 第三条（略） 2（略） 3 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）<u>第五条第一項</u>の規定により同項に規定する書面による請求を行っている保険医療機関及び同令<u>第六条第一項</u>の規定により届出を行った保険医療機関については、前項の規定は、適用しない。 4（略）</p>

(※) 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準についても同様の改正を行う。

(2) 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）の改正関係

- 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令（案）の施行に伴い、明細書を交付しなければならない保険医療機関及び保険薬局について、所要の改正を行う。（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等第1条の5及び第13条の2関係）

改 定 案	現 行
<p>第一の五 療担規則第五条の二第二項及び療担基準第五条の二第二項に規定する明細書を交付しなければならない保険医療機関</p> <p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条の規定に基づき電子情報処理組織の使用による請求又は<u>附則第三条の二の規定に基づき光ディスク等を用いた請求を行っている保険医療機関（同令附則第三条の四第一項、第三条の五第一項又は第四条第一項若しくは第二項の規定に基づき書面による請求を行うことができる保険医療機関を除く。）</u></p>	<p>第一の五 療担規則第五条の二第二項及び療担基準第五条の二第二項に規定する明細書を交付しなければならない保険医療機関</p> <p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条の規定に基づき電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている保険医療機関（<u>同令第五条第一項、第六条第一項又は附則第四条第一項若しくは第二項の規定に基づき書面による請求を行うことができる保険医療機関を除く。）</u></p>
<p>第十三の二 薬担規則第四条の二第二項及び療担基準第二十六条の五第二項に規定する明細書を交付しなければならない保険薬局</p> <p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条の規定に基づき電子情報処理組織の使用による請求又は<u>附則第三条の二の規定に基づき光ディスク等を用いた請求を行っている保険薬局（同令附則第三条の四第一項、第三条の五第一項又は第四条第一項若しくは第二項の規定に基づき書面による請求を行うことができる保険薬局を除く。）</u></p>	<p>第十三の二 薬担規則第四条の二第二項及び療担基準第二十六条の五第二項に規定する明細書を交付しなければならない保険薬局</p> <p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条の規定に基づき電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行っている保険薬局（<u>同令第五条第一項、第六条第一項又は附則第四条第一項若しくは第二項の規定に基づき書面による請求を行うことができる保険薬局を除く。）</u></p>

※ あわせて、基本診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 62 号）を改正し、明細書発行体制等加算の施設基準について、同様に、所要の対応を行う。

（参考）療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令案（未定稿）

改正後	対応する現行規定
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（療養の給付費等の請求に係る経過措置）</p> <p>第三条の二 令和六年三月三十一日以前の直近に保険医療機関又は保険薬局が行った請求が、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和五年内閣府・厚生労働省令第 号。附則第三条の四第一項及び第三条の五第一項において「令和五年改正命令」という。）第二条による改正前の第一条第一項に規定する光ディスク等を用いた請求である場合には、当該保険医療機関又は保険薬局は、令和六年九月三十日までの間、第一条第一項の規定にかかわらず、光ディスク等を用いた請求（こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用してこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める方式に従って記録したこども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める規格に適合する光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）を行うことができる。</p> <p>2 令和六年九月三十日以前の直近に保険医療機関又は保険薬局が行った請求が、前項の規定による光ディスク等を用いた請求である場合には、当該保険医療機関又は保険薬局（令和六年十月一日以降に第一条第一項の請求を行つたものを除く。）は、令和六年十月一日以降に光ディスク等を用いた請求を行おうとするときは、あらかじめ、同項の請求を行える体制の整備に関</p>	<p>（新設）</p>

する計画（その計画の期間が一年を超えないものに限る。）を添えて、その旨を審査支払機関に届け出なければならない。

- 3 前項の届出をした保険医療機関又は保険薬局は、第一条第一項の規定にかかわらず、前項の期間内に限り、光ディスク等を用いた請求を行うことができる。

第三条の四 令和六年三月三十一日以前の直近に保険医療機関又は保険薬局が行った請求が、令和五年改正命令第二条による改正前の第五条第一項に規定する書面による請求である場合において、当該保険医療機関又は保険薬局は、レセプトコンピュータ（療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書（附則第四条の二第二項において「レセプト」という。）を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成することができるものをいう。以下同じ。）を使用していない旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たときは、第一条第一項の規定にかかわらず、書面による請求（療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。）を行うことができる。

- 2 前項の規定により書面による請求を行っている保険医療機関又は保険薬局は、第一条第一項の請求を行える体制を整備するよう努めるものとする。

第三条の五 令和六年三月三十一日以前の直近に保険医療機関である診療所又は保険薬局が行った請求が、令和五年改正命令

（療養の給付費等の請求の特例）

第五条 レセプトコンピュータ（療養の給付費等の請求を行う者の使用に係る電子計算機であつて、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成することができるものをいう。以下同じ。）を使用していない保険医療機関又は保険薬局（次条第一項の届出を行つたものであつて同条第三項の届出を行っていないものを除く。）は、第一条の規定にかかわらず、書面による請求（療養の給付費等について、保険医療機関にあつては診療報酬請求書に診療報酬明細書を、保険薬局にあつては調剤報酬請求書に調剤報酬明細書を添えて、これを当該診療報酬請求書又は調剤報酬請求書の審査支払機関に提出することにより請求することをいう。以下同じ。）を行うことができる。

- 2 前項の規定により書面による請求を行っている保険医療機関又は保険薬局は、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を整備するよう努めるものとする。

第六条 保険医療機関である診療所又は保険薬局（レセプトコンピュータを使用している診療所又は保険薬局であつて、電子情

第二条による改正前の第六条第一項の規定による書面による請求である場合において、当該保険医療機関又は保険薬局は、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において診療又は調剤に従事する全ての常勤の保険医又は保険薬剤師の生年月日が、それぞれ同表の下欄に掲げる日以前である旨を、あらかじめ審査支払機関に届け出たときは、第一条第一項の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

レセプトコンピュータを使用している薬局	昭和十九年四月一日
レセプトコンピュータを使用している診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。）	昭和二十年七月一日
レセプトコンピュータを使用している診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合に限る。）	昭和二十一年四月一日
レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局	

2 前項の届出をした保険医療機関又は保険薬局は、同項の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において新たに診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の生年月日が、それぞれ同表の下欄に掲げる日より後であるときは、当該保険医又は保険薬剤師に係る情報を、遅滞なく審査支払機関に届け出なければならない。

3 前項の届出をした保険医療機関又は保険薬局（レセプトコンピュータを使用していないものを除く。）は、当該届出をした日の属する月及びその翌月に限り、第一条第一項の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行える体制を有するものを除く。）のうち、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の年齢が、それぞれ同表の下欄に掲げる日において、いずれも六十五歳以上であるものであつて、その旨を審査支払機関に届け出たものは、第一条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。

レセプトコンピュータを使用している薬局	平成二十一年四月一日
レセプトコンピュータを使用している診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合を除く。）	平成二十二年七月一日
レセプトコンピュータを使用している診療所（歯科に係る療養の給付費等の請求を行う場合に限る。）	平成二十三年四月一日
レセプトコンピュータを使用していない診療所又は薬局	

2 （略）

3 第一項の届出を行つた保険医療機関又は保険薬局であつて、同項の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局において、それぞれ同表の下欄に掲げる日における年齢が六十五歳未満である常勤の保険医又は保険薬剤師が新たに診療又は調剤に従事することとなつたものは、当該保険医又は保険薬剤師に係る登録情報を、速やかに審査支払機関に届け出なければならない。

4 前項に規定する届出を行つた保険医療機関又は保険薬局（レセプトコンピュータを使用していないものを除く。）は、当該届出の日の属する月及びその翌月に限り、第一条の規定にかかわらず、書面による請求を行うことができる。